



来院される取引業者の方へ



取引業者等の 院内原則立入禁止について

製薬会社・医療機器・情報機器等関連業者の立入原則禁止について

以前からお知らせしているとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、病院内への立ち入りは「原則禁止」です。ただし、以下に該当する場合は立ち入りを許可しています。

- ・ 病院内の部署へ納品を行う場合
 - ・ 本院からの訪問要請に基づく訪問等の場合
 - * 訪問を依頼した部署にて、次の5点を確認いたします。
1. 来院前 1 4 日間及び来院時の健康状態（発熱などの風邪症状の有無）
 2. 感染者や濃厚接触者との接触歴など、周囲の感染動向
 3. 感染リスク行動（会食や多人数が集まる催しへの参加など）
 4. 新型コロナウイルスワクチン接種の有無（未接種でも、PCR陰性であれば立入りを許可します）
 5. **来院3日前以内のPCR検査陰性証明書を持参（県外からの立入業者のみ）**

健康観察・手指衛生・マスク着用の徹底

- ・ 納品のために日常的に来院されている取引業者の方も、毎日の健康観察を強化してください。
- ・ 直近14日間において海外または県外に滞在された方につきましては、ご相談ください。
- ・ 納品の際には、地下 1 階業者用入口からお入りください。
- ・ 院内に入る際や納品後など、院内においては適宜手洗い・手指消毒を徹底してください。
- ・ マスクをご着用ください。
- ・ 貴事業所内にて新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者が発生した場合には、直ちに電話連絡をお願いします。